

策定 昭和45年 3月
変更 昭和51年 3月
変更 昭和60年10月
変更 平成13年11月
変更 平成20年 5月
変更 平成22年12月
変更 平成24年 8月
変更 平成26年 9月
変更 平成28年 3月
変更 令和3年 11月
変更 令和8年 4月
変更 令和8年 月

富山県農業振興地域整備基本方針 (変更案)

令和8年 月

富 山 県

目 次

第 1	都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項	
1	農用地等の確保の基本的な考え方	・・・ 1
2	都道府県面積目標	・・・ 2
3	諸施策を通じた農用地等の確保のための施策の推進	・・・ 2
4	農業上の土地利用の方向	・・・ 4
第 2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	
1	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模	・・・ 7
2	農用地区域	・・・ 8
第 3	農業生産の基盤の整備及び保全に関する事項	
1	農業生産基盤の整備及び保全の方向	・・・ 13
2	県内の地域別の構想	・・・ 14
3	広域農業農村整備の構想	・・・ 16
第 4	農用地等の保全に関する事項	
1	農用地等の保全の方向	・・・ 17
2	農用地等の保全のための事業	・・・ 18
3	農用地等の保全のための活動	・・・ 19
第 5	農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	
1	農地の利用集積の推進	・・・ 21
2	農地の効率的な利用の促進	・・・ 24
第 6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	
1	穀類（水稻、大麦、大豆）の構想	・・・ 25
2	園芸の構想	・・・ 25
3	畜産の構想	・・・ 26
4	その他の構想	・・・ 27
第 7	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項	
1	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向	・・・ 28
2	農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備	・・・ 28
3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	・・・ 29
第 8	第 5に掲げる事項に相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目的	・・・ 30
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	・・・ 30
第 9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	
1	生活環境施設の整備の必要性	・・・ 32
2	生活環境施設の整備構想	・・・ 32

富山県農業振興地域整備基本方針

第1 都道府県面積目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 農用地等の確保の基本的な考え方

世界の食料需要の増大や気候変動、伝染性疾病など、国内の食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内においても、農地面積の減少、農業従事者の減少及び高齢化が進行していることなどから、本県農業が、将来にわたって、安心できる農畜産物を安定的に供給するための対策を講ずる必要がある。

こうした中、農業生産の基盤である農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第5条第1項及び第28条において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ることとされており、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）においては、国内の食料供給に関する目標として、食料自給率や農地面積に係る目標を設定するとともに、当該目標を達成するためのKPI（重要業績評価指標）として農用地区域内農地の面積の目標の達成状況を把握することとしたところである。

このため、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）に基づき農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な農村景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

本県の農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、法に基づき、国が定める「農用地等の確保等に関する基本指針（令和7年6月策定。以下「基本指針」という。）」を踏まえ（法第3条の2）、市町村の農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）に的確に反映されるよう策定するものである。

県及び市町村は、それぞれ基本指針及び基本方針を踏まえ、農業振興地域制度を主体的かつ効率的に運用し、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るものとする。

特に、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、担い手として育成する個別経営や法人経営、集落営農組織等生産組織への農用地の集積・集約化を積極的

に進め、できる限り良好な状態で保全・確保することを旨として、農用地区域に係る制度の適切な運用を図るものとする。

2 都道府県面積目標

令和5年現在の本県の農用地区域内の農地面積は、55,187ヘクタールで、これまでの農用地区域からの農地の除外や農用地区域内の荒廃農地の発生などのすう勢が今後とも継続した場合、令和17年時点の農地面積は54,273ヘクタールに減少するものと見込まれる。

県では、優良農地を確保するため、農業振興地域制度の適切な運用、農業生産基盤の整備等の計画的な推進、中山間地域等直接支払制度、担い手等への農地の利用集積等を通じて、優良農地を確保していくことにより、令和17年における農用地区域内の農地面積の目標を54,673ヘクタールとし、この面積を確保するようこの基本方針のほか、「富山県農業・農村振興計画」（令和8年●月策定）に基づいた諸施策を展開していくものとする。

3 諸施策を通じた農用地等の確保のための施策の推進

（1）農地の保全・有効利用

本県の農地面積は、農用地区域からの農地の除外や荒廃農地の発生等により減少していることから、農地の農業以外の利用を極力抑制し、優良農地の確保と保全を図る必要がある。

このため、「富山県総合計画-幸せ人口1000万〜ウェルビーイング先進地域、富山〜を目指して」や「富山県農業・農村振興計画」との整合を図りつつ、農業以外での農地の利用との調整を行い、計画的な土地利用を促進し、併せて農業振興地域制度や農地転用許可制度の適切な運用による優良農地の確保を目指すものとする。

また、経営の規模拡大や作物の生産拡大に適した生産基盤となるよう、集落や地域での話し合いのもと、認定農業者や集落営農組織等への農地・農作業の集積や作物の計画的・効率的な作付けを推進するなど、荒廃農地の発生防止・解消に努め、農地の有効利用を促進する。特に、適切な農業生産活動が行われるよう農業の生産の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援、農地中間管理事業を活用した効率的かつ安定的な経営体への農地集積・集約化、農地法（昭和27年法律第229号）に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進する。

(2) 農業生産基盤の整備及び保全

農業生産性の向上、農地利用集積の促進等の施策を展開するため、生物多様性の保全に配慮しつつ、地域計画と連携し、地域の特性に応じたスマート農業機械の導入や農業 DX の促進とそれに応じた基盤整備の推進、農地の大区画化・汎用化、管理作業の省力化に資する整備等により、次世代へ引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を進める。また、農業水利施設の重要度等に応じた計画的かつ効率的な老朽化対策を推進するとともに、水土里ビジョンを策定し、地域の農業水利施設等の保全体制の構築を図る。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

農業振興地域は農業振興に関する施策を計画的に推進する地域であり、この農業振興地域のうち農用地区域は、農業生産の大宗を担う区域である。したがって、農業生産基盤整備事業等農業経営の基盤強化の促進に必要な施策は、原則として農用地区域を対象として行うものとする。

(3) 非農業的土地需要への対応

非農業的土地需要に対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、県土の保全、水源のかん養、良好な農村景観の形成など、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を維持し、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、法第 12 条の 2 に基づき概ね 5 年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとし、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するよう努める。

また、公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更を必要とする場合においても、法第 13 条第 2 項に規定する農用地区域の変更要件を満たすよう努めるものとする。

(4) 農業振興地域整備計画の策定・変更手続

農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、農業振興地域整備計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町村の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続

の公正性・透明性の向上を図り、地域の合意の下で各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進するものとする。

(5) 交換分合制度の活用

法第13条の2の交換分合は、市町村における農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業振興地域内において農用地等として利用すべき土地の農業上の利用を確保するとともに、農業振興地域内における農用地の集団化その他農業経営の基盤の強化に資することを目的として行うものである。農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため農用地利用計画の変更を行うにあたって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、この交換分合制度を積極的に活用するものとする。

(6) 推進体制の確立等

農用地等の確保のための施策の推進にあたっては、関係部局間の連絡調整を密に行うとともに、地域の振興に関する計画や農業・農村に関する計画との調和等、制度の円滑かつ適切な運用を図ることが必要である。

本県では、市町村の長、関係団体の役職員、食料、農業又は農村に関し優れた識見を有する者などから構成される「富山県農政審議会」を設置し、農業振興地域の指定及び整備等について、幅広く意見を求めるものとする。

(7) その他富山県の農業の特性を踏まえた施策の推進

県及び市町村の農業振興地域の推進にあたっては、この基本方針のほか、「富山県農業・農村振興計画」で定めた方向に沿うものとする。

4 農業上の土地利用の方向

(1) 県土の産業の特性

本県は、日本のほぼ中央部に位置し、東京・大阪・名古屋の三大都市圏からほぼ等距離にあり、また北東アジア地域のほぼ中央部に位置している。県土は、標高3,000メートル級の立山連峰から水深1,000メートルを超える富山湾に至るまで、高低差4,000メートルの変化に富んだ地形を有している。急峻な山岳地帯に源を発する幾多の清流は、複合扇状地を形成し、清らかな水を豊富に供給している。気候的には多雨多湿の日本海型気候に属

し、四季の変化に富み、植生自然度も本州一である。

このような自然条件のもとで、42 万ヘクタールの県土におよそ 99 万人の人口が生活している。農林業については、良質米として評価の高いコシヒカリや県花のチューリップ、県間流通量全国一の水稻種粳の生産、豊かな森林資源の維持管理などが行われ、工業については、医薬品などの化学、アルミなどの金属、機械、電気・電子部品、プラスチック、繊維など、先端技術を有する多くのものづくり企業が立地し、日本海側でも屈指の工業集積を有する製造立県である。

(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

ア 人口の見通し

本県の総人口は、平成 10 年から 12 年頃までの 112 万 6 千人程度をピークに減少に転じ、令和 6 年 4 月、昭和 23 年以来 76 年ぶりに 100 万人を下回った。令和 7 年には約 98 万 6 千人となり、今後、令和 12 年に約 94 万 2 千人、令和 17 年には約 89 万 8 千人まで減少すると見込まれる。

イ 県の土地利用の見通し

本県の土地利用の見通しとしては、中山間地域等において、人口減少、少子高齢化に伴い荒廃農地が増加する懸念がある。

このため、土地利用については、県土が限られた資源であることを前提として、土地利用の高度化、有効利用を図るとともに、自然的土地利用と都市的土地利用の適正な配置と組み合わせにより、調和のとれた土地利用を進める。

(3) 農業及び農業的土地利用の基本的方向

ア 農業上の土地利用

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、県の内外における食料の長期的な需要動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、優良農地の確保と整備を図る。

特に、農業経営の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備及び保全と経営感覚の優れた意欲ある担い手への農用地の集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、新規就農者や企業参入を促すなど多様な農業者の確保を図るほか、農協による受託や公社など新たな経営・管理主体の形成、地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を促進する。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域の特性に応じた良好な生産及び生活

環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、適切な土地利用を図るとともに、農業用排水路等についても地域住民の一体的な管理ができる体制の確立を図る。

イ 農山村における土地利用

地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備・保全するとともに、多様な県民のニーズに対応した農業の展開、地域産業の振興や地域特性に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築くため、計画的な土地利用を行うものとする。

また、あわせて散居村など良好な農山村景観の維持・保全を図るとともに、地域住民の参加・協力等複合的な手段を通じて県土資源の適切な管理を図るなど、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能が高度に発揮されるよう配慮する。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

1 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模

総合的に農業振興を図るべき地域について、下表に基づき、農業振興地域として指定するものとする。

(指定予定地域)

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	
富山農業振興地域 (富山市)	富山市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域、中部山岳国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	35,105 ha 13,116 ha)
高岡農業振興地域 (高岡市)	高岡市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	10,590 ha 5,264 ha)
射水農業振興地域 (射水市)	射水市のうち都市計画法の市街化区域、用途地域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	6,466 ha 3,806 ha)
魚津農業振興地域 (魚津市)	魚津市のうち都市計画法の用途地域、臨港地区、港湾法の臨港地区、港湾隣接地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	4,808 ha 1,910 ha)
氷見農業振興地域 (氷見市)	氷見市のうち都市計画法の用途地域、能登半島国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	22,086 ha 3,675 ha)
滑川農業振興地域 (滑川市)	滑川市のうち都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 (農用地面積)	4,850 ha 2,310 ha)
黒部農業振興地域 (黒部市)	黒部市のうち都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	6,421 ha 3,030 ha)
砺波農業振興地域 (砺波市)	砺波市のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	8,446 ha 4,919 ha)
小矢部農業振興地域 (小矢部市)	小矢部市のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	11,210 ha 3,411 ha)
南砺農業振興地域 (南砺市)	南砺市のうち都市計画法の用途地域、白山国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	18,352 ha 7,657 ha)
舟橋農業振興地域 (舟橋村)	舟橋村の全域	総面積 (農用地面積)	347 ha 172 ha)
上市農業振興地域 (上市町)	上市町のうち都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	3,987 ha 1,873 ha)

立山農業振興地域 (立山町)	立山町のうち都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	6,804 ha 3,461 ha)
入善農業振興地域 (入善町)	入善町のうち都市計画法の用途地域及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	5,898 ha 3,959 ha)
朝日農業振興地域 (朝日町)	朝日町のうち都市計画法の用途地域、中部山岳国立公園の特別保護地区及び農用地等として利用することが相当でない森林の区域等を除く区域	総面積 (農用地面積)	2,896 ha 1,422 ha)
県 計		総面積 (農用地面積)	148,266 ha 59,983 ha)

注1) 令和5年12月31日現在。

注2) 「総面積」は、当該市町村の総面積から、除外すべき土地の面積を差し引いた指定予定地域の面積である。

注3) 「農用地面積」は、「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」の農業振興地域内農用地の面積である。

2 農用地区域

(1) 農用地等

農用地区域は、農用地等として利用すべき土地の区域であり、農用地等とは、法第3条各号に掲げる土地をいうが、具体的には次のとおりである。

ア 農用地

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する「農地」及び「採草放牧地」に該当するものをいう。

イ 混牧林地

主として木竹の生育に供されるものであって、従として耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地をいう。

ウ 土地改良施設用地

農用地、混牧林地における土壌浸食、地すべり等の災害を防止するために必要なため池、排水路、階段工、土留工、防風林等及び土地の農業上の効用を高めるために直接必要でないが、排水施設、農道、牧道等の施設の用に供される土地をいう。

エ 農業用施設用地

畜舎、蚕室、温室、植物工場、農作物栽培高度化施設、堆肥舎、サイロ、農畜産物の集出荷、加工、貯蔵又は販売のための施設、農畜産物を材料として調理されたものの提供のための施設、農機具等収納施設等、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（以下「規

則」という。) 第1条各号に掲げられる施設の用に供される土地をいう。

(2) 農用地区域に含まれるべき土地

農用地区域は、今後おおむね10年以上にわたり農用地等としての利用を確保すべき土地について定めるものであり、同区域に含めるべき土地については法第10条第3項各号に定めるとおりであるが、その運用にあたっては、次のとおり行うことが適当である。

ア 集団的に存在する農用地（法第10条第3項第1号）

集団的に存在する農用地の規模が10ヘクタール以上であるかどうかの判断にあたっては、道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等を境界とすることとなるが、農用地が連たんすることによる農作業の効率性等の面から優良農地として農用地区域とするものであることから、これらの地形、地物等であっても通作等に支障が生じないものである場合には分断する境界とはせず、一団の土地とすること。

イ 土地改良事業等の施行に係る区域内の土地（法第10条第3項第2号）

土地改良事業等の事業が行われた土地は農業生産性が高い土地であることから、農用地区域とするものであるが、一定の整備水準が確保されており、かつ、施行に係る区域の特定が可能であることが必要であることから、国の直轄又は補助に係る事業で土地改良法（昭和24年法律第195号）施行後に実施されたもので次に該当する事業を対象としたものであること。

(ア) 農業用排水施設の新設又は変更（当該事業の施行により農業の生産性の向上が相当程度図られると見込まれない土地にあつては、当該事業を除く。）

(イ) 区画整理

(ウ) 農用地の造成（昭和35年以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）

(エ) 埋立て又は干拓

(オ) 客土、暗きょ排水その他の農用地又は混牧林地の改良又は保全のための必要な事業

ウ 集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地（法第10条第3項第3号）

土地改良施設の用に供される土地で、このうち集団的に存在する農用地及び土地改良事業等の施行に係る区域内の土地に接しているものが一般的に該当するものであること。

エ 農業用施設用地（法第10条第3項第4号）

集団的な農業用施設用地としての規模である2ヘクタール以上については、河川、道路等線的な施設により土地が分断されている場合であっても、その相互間の往来に支障がな

く、土地利用上一体的なものとして考え得る場合には、一の団地として扱うことができるものとする。また、農用地区域内の土地は当該地域の農業者の農業生産の必要上計画的に利用するために確保するものであり、個人利用施設であるか共同利用施設であるかを問わないが、主としてその農業者又は農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものなど、地域農業者による農業生産との関連が希薄な施設の用地についてはなじまないものとする。

なお、農業用施設のうち次に掲げる施設は当該施設を設置・管理する農業者が農業生産を行う上で必要不可欠な施設であることに留意するものとする。

(ア) 製造又は加工の用に供する施設

主として農業者自らが生産する農畜産物又は当該農畜産物及び当該施設が設置される市町村の区域内若しくは農業振興地域内で生産される農畜産物（以下「農業者自らが生産する農畜産物等」という。）の製造（加工）施設

(イ) 販売の用に供する施設

主として農業者自らが生産する農畜産物等の販売施設及び農業者自らが生産する農畜産物等を原材料として製造（加工）したものを販売する施設

(ウ) 調理されたものの提供の用に供する施設

主として農業者自らが生産する農畜産物等若しくは農業者自らが生産する農畜産物等加工品又はこれらを材料として調理されたものを提供する施設

オ 農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地（法第10条第3項第5号）

農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地として農用地区域を定めるにあたっては、その土地の位置、地形その他の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮するとともに、地域の農業者の意見を十分聴いて、将来のあるべき土地利用の方向を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努めることが重要であるが、その具体例は次のとおりである。

(ア) 産地形成の観点から確保することが必要なもの

(イ) 優良農地の保全や一体的整備等の観点から確保することが必要なもの

(ウ) 農業生産の担い手の育成の観点から確保することが必要なもの

(エ) 環境保全の観点等から確保することが必要なもの

(3) 農用地区域に含まれない土地

農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても、下記の土地については農用地区域に含まれないものとする。

ア 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地（法第10条第4項、農業振興地域の整備に関する法律施行令（以下「令」という。）第8条第1項第1号）

イ 優良田園住宅の建設の促進に関する法律（平成10年法律第41号）第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地（令第8条第1項第2号）

ウ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）等の法律に基づく施設の用に供される土地（令第8条第1項第3号、令第8条第2項）

当該土地を農用地等以外の用途に供されることにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用及び土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

エ 公益性が特に高いと認められる事業に係る施設の用に供される土地（令第8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第1号から第26号まで）

公益性の特に高い事業に係る施設の用に供される土地のうち、道路、鉄道等の線形的施設及び航路標識、灯台、信号のような特定地点に存する点的施設など、その立地がやむを得ず、農業的土地利用に支障を及ぼすおそれが少ない施設の用に供される土地であること。

オ 市町村が条例に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画において定める施設の用に供される土地（令第8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第26号の2）

市町村が地域の農業の振興を図る観点から条例に基づき定める「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」において、当該計画に係る区域内の農用地等の保全及び効率的な利用を確保する見地から定められている当該区域内において農用地等以外の用途に供することを予定する土地の区域内に設置されるものとして当該計画に定められている施設の用に供される土地については、農業的土地利用と他の土地利用との計画的な調整が図られることとなるものであるとともに、市町村が条例に基づく手続により地域住民の合意を得て、地域における農用地等の保全及び効率的な利用を確保しつつ、地域の農業振興を図る観点から定められる地方公共団体の計画であることに鑑み、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地であっても農用地区域に含まれないものであること。

カ 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に定める施設の用に供される土地（令第

8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第27号)

規則第4条の5第1項第27号にいう「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」(以下「振興計画」という。)は農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な調整が図られることとなるものであるとともに、特定の農業者の利益ではなく地域の農業振興を図る観点から定められるもので、策定の際、同規則の定めに基づくほか、次のことに留意することが適当である。

- (ア) 振興計画は、地域の農業の振興に資するものであり、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に係る基本構想やその他の当該市町村の地域振興に関する計画との調和が図られたものであること。
- (イ) 振興計画に定める施設の用に供する土地が農用地区域に含まれない土地となるためには、市町村長は別途、当該施設の用に供する土地を農用地区域から除外するための農用地利用計画の変更の協議を知事と行うこととされていることから、振興計画の策定にあたっては、事前に知事と調整を図ることが望ましいこと。
- (ウ) 土地改良事業等完了後8年未経過の土地において、振興計画に定める施設の用に供する場合には、その必要性について十分検討すること。

キ 市町村整備計画に定める施設の用に供される土地(令第8条第1項第4号、規則第4条の5第1項第28号及び第2項)

市町村が農業振興のために定める整備計画に基づき整備する法第8条第2項第4号、第4号の2、第5号又は第6号に掲げる事項に係る施設(法第3条第4号に規定する施設を除く。)の用に供される土地についても、振興計画と同様、農用地区域に含まれない土地とするものであり、カの振興計画と同様の要件を満たすものであること。

第3 農業生産の基盤の整備及び保全に関する事項

1 農業生産基盤の整備及び保全の方向

本県では、これまで、水田農業の生産性の向上を目指して、全国に先がけてほ場整備、農業用水の合口化、幹線用排水路の整備を積極的に行い、標準区画のほ場整備率が全国でもトップレベルの水準に達するなどの実績をあげてきたところである。

また、県土の14パーセントを占める農地及び豊富な農業用水は、農業生産の最も基礎的な生産資源であるとともに、農業生産活動が行われることを通じて、県土の保全、自然環境の保全、水源かん養、地域用水機能などの多面的機能を発揮しており、近年、その社会的重要性が高く評価されるようになってきた。

本県では、将来に渡って活発な農業生産を展開させるため、生物多様性の保全に配慮しつつ、地域の課題とニーズを的確に捉え、生産者、国、県、市町村、土地改良区、地域住民が各々の役割を分担しつつ連携しながら、良好な営農条件と地域環境の整備と保全を図っていく。

今後の農業生産基盤の整備及び保全の基本的方向としては、以下のとおりとし、原則として農用地区域において、ほ場整備、農業水利施設の整備及び保全、農道の整備及び保全、農地の防災対策等を計画的かつ総合的に推進する。

ア ほ場の整備については、地域計画と連携し、生産性の一層の向上のため、更なる生産コストの低減や農作業の省力化、園芸作物を中心とした農業体系への転換など、農地の大区画化やスマート農業に対応した基盤整備を推進する。

イ 食料自給率向上を図るための野菜や自給飼料生産の増大や、果樹等の園芸作物の振興に資する、かんがい施設の整備や農道の整備、排水不良を解消するための整備等を行う。

ウ 農業用排水施設の整備については、主として昭和30年代以降に整備された多くの農業水利施設が更新時期を迎えており、重要度等に応じた計画的かつ効率的な老朽化対策を実施する必要がある。また、激甚化・頻発化する集中豪雨等の災害や農村の宅地化等に伴うたん水溢水被害への対策や防火、消流雪をはじめとした地域用水機能を増進させる整備を推進する。

エ 基幹農道については、農畜産物流通の効率化や拡大を可能とするために必要な整備の推進や既存の農道機能を維持するための計画的な保全対策を実施する。

オ 農業用道路及び農業集落排水施設等については、円滑な農業生産活動、地域活動の展開が可能となるよう整備を進める。また、当該施設は、生活環境施設としての機能も有する

ことから、高齢者に優しい地域づくりなどの農村における生活の利便性向上等も考慮して整備を進める。

など、原則として農用地区域において、ほ場整備、農業水利施設の整備、農道の整備・保全、農地の防災対策等を計画的かつ総合的に推進する。

また、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を適切かつ十分に発揮することが求められていることから、こうした整備及び保全を進めるにあたっては、土地改良施設の適切な維持管理の観点から、維持管理費に対する農家負担の適正化に努めるとともに、管理体制の整備を図る。

さらに、稲作の歴史とともに築かれた本県の美しい田園空間や自然環境にも配慮した整備を進め、魅力ある農業・農村社会の構築を目指すよう努めるものとする。

2 県内の地域別の構想

本県では、水田率 95 パーセントと全国一高く、水田農業を中心とした農業構造となっている。

このような農業構造上の特徴を踏まえ、地理的条件、社会的条件、広域農道等による地域的なつながり等を考慮し、本県では、農業生産基盤の整備及び開発に関し、県下を平場地域と中山間地域に区分して農業・農村の施策を展開し、計画的かつ総合的な整備を推進する。

なお、基本方針で用いる地域区分の定義は次のとおりである。

ア 平場地域とは、県内の農業振興地域から中山間地域を除く地域

イ 中山間地域とは、地域振興立法で指定された「特定農山村地域」、「振興山村地域」、「過疎地域」、「半島振興地域」、「指定棚田地域」及び中山間地域等直接支払制度に基づく「知事特認に係る農用地を有する地域」を包括する地域

【平場地域】

ア 水田農業の生産性の更なる向上や近年低下傾向にある農用地利用率の向上、農地利用集積の促進のため、地域計画と連携し、地域の特性に応じたスマート農業機械の導入や農業 DX の促進とそれに応じた基盤整備の推進、農地の大区画化・汎用化により、次世代へ引き継ぐ優良な農業生産基盤の確保を進める。

イ 農業用排水路等の重要度等に応じた計画的かつ効率的な老朽化対策を推進する。

- ウ 農村の都市化、宅地化の進展に伴う排水量の増大(溢水被害)に対応した地域排水機能、消雪・防火用水等の地域用水機能などの増進を図るため、農業用排水施設の整備を進める。
- エ 農畜産物流通の効率化と拡大を可能とする幹線農道の整備と農村の高齢化に対応した歩道の設置等を進める。
- オ 野菜や果樹の干ばつ被害の解消と生産振興・自給飼料生産の増大を図るため、かんがい施設や暗きょ排水施設等の整備を進める。
- カ 農業水利施設等を適切に維持保全していくため、地域住民、土地改良区、行政が一体となった的確で広域的な管理体制の整備を図る。

【中山間地域】

- ア 中山間地域が有する地域特性を活かした農業を推進するとともに、条件不利性を補正するための等高線区画の整備や法面への小段設置など、地形に合わせたきめ細かな基盤整備の推進やスマート農業技術の導入による作業の省力化・効率化を推進する。その際、急傾斜地等の地形状況を踏まえ、高齢者の安全確保に配慮するとともに、平地に比べ割高となることから整備水準を適切に設定する。
- イ 中山間地域において農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を維持するため、生活環境の整備と生産基盤の整備を総合的・計画的・広域的に進める。
- ウ 荒廃農地の発生を防止し、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を確保する観点から実施される中山間地域等直接支払制度との連携を図るとともに、農業生産や農用地の管理を集落ぐるみで、さらには都市住民等の参加を得ながら継続することで、農用地を保全していく。
- エ 酪農や肉用牛、養豚の生産振興を図るため、山間、山ろくの緩傾斜地帯を中心に採草放牧地の造成、改良、用排水施設の整備、管理用道路、利用施設等の整備を図る。
- オ 既存の採草放牧地については、利用条件の改善を図るため、採草放牧地の整備改良や草地更新を重点的に行う。
- カ 荒廃農地や里山等の林地を活用した簡易放牧(カウベルト等)により、荒廃農地の復旧、農村景観の維持保全、林地の下草刈りの省力化を図るとともに、鳥獣害の発生を防止する。

3 広域農業農村整備の構想

【富山地域】

富山地域は、県全域の平場の高生産性優良農業地域を範囲としており、関係市町村数 15 の広域的な地域からなり、農業生産基盤や農村の生活基盤施設、交流基盤施設等を計画的かつ機動的に整備更新を図るため設定している。

(1) 農業水利施設

ア 農業水利施設の重要度等に応じた計画的かつ効率的な老朽化対策を推進する。

イ 農業水利施設の維持管理の軽減を図るため、水管理システムの整備や管理体制の整備、パイプライン化や ICT 化等の農業水利施設の高機能化等を推進する。

ウ 農業水利施設の整備においては、防火・消流雪・環境用水等の地域用水機能の増進に努めるとともに、地域管理体制づくりの整備を図る。

(2) 農地の整備

ア 営農の効率化が図られるよう、地域計画と連携しつつ、担い手に農地を集積・集約化するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を図る。

イ 水田における高収益作物等の導入に向け、水田の汎用化の整備を図る。

(3) 農道整備

ア 基幹的農道の機能維持のため、計画的な保全対策を図る。

イ 営農の効率化に資するための農業用道路の整備を図る。

(4) 農地防災・保全等

頻発・激甚化する集中豪雨等の災害に対応した排水対策や農地・農業用施設の災害の未然防止、被害解消のための整備、防災重点農業用ため池の整備を図る。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

(1) 農用地等の保全の必要性

農地は、一度荒廃するとその回復が困難な、最も基礎的な農業生産資源である。本県農業が、将来にわたって、安心できる農畜産物を安定的に供給するとともに、県土・自然環境の保全や良好な農村景観の形成など農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、農地を営農に適した良好な状態で確保し、その有効利用を図っていくことが重要である。

このため、農地等における自然災害の発生未然防止等、農業生産の維持と農業経営の安定を図るための事業を積極的に展開していく必要がある。

また、従来、農業者が中心となり農業生産活動の一端として担っていた農地と農村の保全管理機能が、農村の都市化や混住化、農業に直接従事する人口の減少等により弱体化している。今後、農地と農村を良好な状態で保全していくためには、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能が、適切な農業生産活動と地域活動により保全されることを広く県民に啓発するとともに、地域住民を主体に、土地改良区、行政等が一体となった新しい保全管理の仕組みづくりなど、住民参加型の地域保全活動を推進する必要がある。

(2) 農用地等の保全の基本的方向

【平場地域】

- ア 農地の農業以外の利用と円滑な調整を行い、計画的な土地利用を促進する。
- イ 認定農業者や集落営農組織等への農地・農作業の集積や作物の計画的な作付けを推進し、農地の有効活用を図ることによって、荒廃農地や不作付け地の発生を防止する。
- ウ 農地のたん水被害や農村地域の浸水被害といった災害を未然に防止するため、将来の降雨予測を踏まえつつ、農業水利施設の機能を強化する整備を推進する。
- エ 住民の保全活動に対して支援し、地域資源の保全・管理機能を高める。
- オ 都市住民に農業体験の機会を提供し、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に対する理解の醸成を図る。

【中山間地域】

- ア 中山間地域等直接支払制度の活用や棚田保全活動等への支援、農業生産基盤の整備や新規就農者や企業参入を促すなど多様な担い手を確保するほか、農業協同組合や市町村農業公社等による農作業受託体制の整備などを進め、荒廃農地の発生防止・再生に努め、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を維持する。
- イ 中山間地域の農地災害を未然に防ぐため、地すべり対策や農業用ため池の改修など農用地の保全に必要な措置を図る。
- ウ 集落における自発的・主体的な活動を推進するとともに、特に高齢化や過疎化が著しい集落については、広域の協働体制を構築することにより、集落間ネットワークの形成を図る。

2 農用地等の保全のための事業

【平場地域】

- ア 都市化・宅地化等によって排水量が増加し、農業用排水施設からの溢水による農地のたん水被害や農村地域の浸水被害が生じている。このような地域を対象として、農業用排水施設の整備を促進し被害の解消を図る。
- イ 地域計画と連携しつつ、地域の実情に応じた農地の大区画化やスマート農業に対応した基盤整備を実施し、担い手の農業生産活動を維持・拡大するとともに、荒廃農地の発生の未然防止及び農用地の有効活用を図る。
- ウ 農業用排水施設の遠方操作・監視システムの構築を進め、農地のたん水被害や農業用排水施設の災害の未然防止を図る。
- エ 農用地等の保全・利活用、農村景観の保全等に関わる活動を支援する事業を進める。
- オ 市民農園やふれあい農園等の都市住民との交流施設の整備を進め、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に対する理解の醸成を図る。

【中山間地域】

- ア 荒廃農地の発生に伴う周辺農用地等への影響を除去し、県土の保全等を図るため、土地改良施設の機能低下を防ぐための整備や土砂の流亡や法面の崩壊等を防止する農地防災施設等の整備を進める。

イ 主として中山間地域に点在する約1,800箇所の農業用ため池のうち、決壊時に下流域への影響が大きい防災重点農業用ため池について、緊急度の高いものから順次整備を図る。

ウ 中山間地域に多い地すべり地帯については、農村地域の環境保全や下流地域の防災のため、崩壊しやすい地層にある農用地の維持管理が必要であり、地すべり対策事業や災害復旧事業等による地域の保全を図る。また、地すべり防止施設の長寿命化計画を策定し、計画的な保全対策を実施する。

エ 農用地等の保全・利活用、農村環境の保全等に係わる活動に対して支援を行い、農業・農村の活性化に努める。

オ 自然、歴史、伝統文化など様々な地域資源を活かしつつ、都市部の若者を中心とした農村への回帰の動きに応じて、グリーン・ツーリズム等の都市住民との交流を促進し、中山間地域において農業が行われることにより生ずる多面的機能に対する理解の醸成を図る。

3 農用地等の保全のための活動

農地として管理が行われなくなった荒廃農地は、雑草の繁茂や病虫害の発生や有害鳥獣による被害の拡大を助長するばかりでなく、集团的農地が有する用水の連続性、反復性を損なうなど用水利用の面での阻害要因となり、周辺の農地の利用にも悪影響をもたらすとともに、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の低下をもたらす。

このため、荒廃農地の発生防止・再生は、単に農地の面積的確保だけでなく、集团的農地に依拠する地域農業の存続にかかわる重要な課題であり、地域の実情に即した農用地等の保全・有効活用のための活動等を積極的に実施・支援する必要がある。

【平場地域】

ア 経営規模拡大を行う認定農業者等の担い手への農地の利用集積を推進する、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業などを通じて、荒廃農地や不作付け地の発生を防止し農地の有効利用を図る。

イ 地域住民による土地改良施設等の利活用や維持管理を基本とする活動、散居村など良好な農村景観の保全のための活動、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を保全するための活動に対して、「多面的機能支払交付金」や「富山県農村環境創造基金」等の運用益により支援等を行う事業を実施する。

ウ 市民農園等、都市住民の農業参加を促進し、農業生産活動が行われることにより生ずる

多面的機能に対する理解の醸成を図る。

【中山間地域】

中山間地域等への「中山間地域等直接支払制度」、「多面的機能支払制度」、「棚田地域水と土保全基金」及び「富山県農村環境創造基金」等の支援事業を積極的に活用し、以下に示す中山間地域の活動を支援する。

ア 複合経営の推進や荒廃農地の活用対策として、ソバ、ジネンジョ、ラッキョウ、モモ、リンゴ等の地域における新たな特産物導入などの地域資源を掘り起こすとともに、都市住民も対象とした普及啓発や推進体制づくり、保全活動等を推進し、集落活動の活性化を図る。

イ 市町村農業公社、特産品の開発、棚田保全活動などを支援することにより、荒廃農地の発生を防止し、農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能を維持する。

ウ 中山間地域の各特性に応じた新規作物の導入、地域特産物の栽培・加工・販売の普及・振興等の6次産業化を推進することにより、高付加価値型農業等の推進を図る。

エ 棚田オーナー制度等の棚田保全活動を支援することにより、都市住民の農業参加を促進し、中山間地域において農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能に対する理解の醸成を図る。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農地の利用集積の推進

本県の農業生産の増大と生産性の向上を図るためには、担い手として認定農業者及び集落営農組織等の育成と体質強化により、農地、労働、資本の有機的な結合を図り、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手への農地の利用集積を推進していくことが重要である。また、こうした担い手が、地域農業の相当部分を担うような農業構造の確立を図る必要がある。

このため、地域計画等の地域における話し合いを基本に、土地利用型農業については、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、認定農業者等の農地の集積や集約化を推進する。また、地域の実態に応じて、園芸、畜産などの集約的農業経営の展開を図るため、高収益作物の導入及びその産地形成等を推進するとともに、主穀作経営に園芸作物等を取り入れた経営の複合化による農業所得の向上と経営の体質強化を図る。

これらの経営については、その経営の効率化を図り、経営体としての体制が整ったものについては法人化への誘導を図るとともに、小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で地域資源の維持管理、補助労働力の提供等の面での役割分担を明確にし、相互にメリットを享受できるよう、連携協力していくことを通じて健全なコミュニティの発展を図る。

このような取組により、本県において、目標とすべき農業経営としている、

- ・実用化が見込まれる技術の定着や技術水準の向上
 - ・担い手への農地集積と効率的な農地利用や資本整備
 - ・常時従事者の年間総労働時間が他産業従事者と均衡する2,000時間程度の水準の達成
- を図りつつ、地域その他産業従事者と遜色のない年間農業所得として次に掲げる所得水準を確保することができるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。
- ・目標とすべき農業経営の姿は主たる従事者一人あたりの年間所得水準：概ね500万円
- なお、代表的な農業経営の展望は次に示すとおりである。

[認定農業者：農業所得 500 万円]

営農類型	経営規模	生産方式
主穀作 水稻+大麦+大豆 〈労働力〉 常時1.5人 臨雇289人日	〈作付面積等〉 水稻 17.4ha (うち直播 5.0ha) 大麦・大豆 11.6ha 〈経営面積〉 29.0ha	〈資本装備〉 農作業舎(150㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 4棟 トラクタ(60PS級) 1台 コンバイン(5条) 1台 多目的田植機(6条側条) 1台 乾燥機(大豆兼用) 2台 育苗関連機械 1式 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 〈その他〉 ・集落内における土地利用調整を基本とした借地により経営規模を拡大する。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
主穀作 水稻+大麦+大豆 〈労働力〉 専従者1人 構成員17人	〈作付面積等〉 水稻 22.8ha 大麦・大豆 15.2ha 〈経営面積〉 38.0ha	〈資本装備〉 農作業舎(300㎡) 1棟 育苗ハウス(50坪) 5棟 トラクタ(40PS級) 2台 コンバイン(4条) 2台 田植機(6条側条) 1台 乗用管理機 1台 フォークリフト(2t用) 1台 大麦播種機(8連) 1台 大豆コンバイン(刈幅1.5m) 1台 他 〈その他〉 ・集落内構成員の農地を集積し経営規模を拡大する。 ・大麦跡に大豆を作付し、土地の高度利用を図る。
園芸(施設野菜) 軟弱野菜 〈労働力〉 常時1.5人 臨雇1,124人日	〈作付面積等〉 こまつな 0.83ha 〈延べ作付面積〉 5.81ha	〈資本装備〉 農作業舎(120㎡) 1棟 ハウス(145坪) 17棟 トラクタ(20PS級) 1台 動力噴霧機 1台 コンビシーダー 1台 保冷庫 1台 他 〈その他〉 ・施設でこまつなを複数回栽培し周年出荷を行う。
園芸(果樹) りんご 〈労働力〉 常時 1.5人 臨雇117人日	〈作付面積等〉 りんご 1.7ha 〈経営面積〉 1.7ha	〈資本装備〉 作業場(120㎡) 1棟 トラクタ(20PS) 1式 乗用草刈り機(90cm) 1台 乗用運搬車 1台 スピードスプレーヤ(1,000ℓ) 共同利用 冷蔵庫 1台 他 〈その他〉 ・複数のりんご品種による作期分散を行う。

畜産 酪農 〈労働力〉 常時1.5人 臨雇98人日	〈作付面積等〉 経産牛 50頭 飼料作物 延べ 8.9ha	〈資本装備〉 畜舎 (600㎡) 1棟 堆肥舎 (400㎡) 1棟 コンプリートフィーダ 1式 パイプラインミルカー 1式 バルククーラ (2,000リットル) 1台 自動給餌車 1台 飼料作物用装備 1式 トラクタ (85PS, 50PS) 共同利用 マニュアルスプレッダ、モアコンディショナ、 カッティングロールベア 等 他 〈その他〉 ・牛群検定により牛群能力の向上を図る。 ・高能力牛の導入により遺伝的改良を図る。 ・子牛は後継牛として利用するほかヌレ子で販売する。 ・ロールベア体系によるイタリアン・トウモロコシ二毛作体系を確立する。 ・コンプリートフィード、自動給餌による作業の省力化を図る。
水稻+大麦+大豆 +白ねぎ 〈労働力〉 常時2人 従業員1人 臨雇1,156人日 1戸で構成した株式会社を想定	〈作付面積等〉 水稻 25.2ha (うち直播 8.4ha) 大麦・大豆 13.8ha 白ねぎ 3.0ha 〈経営面積〉 42.0ha	〈資本装備〉 農作業舎 (150㎡) 1棟 育苗ハウス (50坪) 4棟 トラクタ (60PS級) 1台 コンバイン (6条) 1台 多目的田植機 (8条施肥機付き) 1台 乗用管理機 1台 育苗関連機械 1式 乾燥機 2台 全自動移植機 1台 収穫機 1台 根葉切り皮むき機 2台 自動結束機 1台 他 〈その他〉 ・白ねぎは、機械化体系の整備により、低コスト・省力化栽培に取り組む。 ・短葉性ねぎ及びハウスねぎの導入による作期幅の拡大により周年就業体制を確立する。

2 農地の効率的な利用の促進

生産性の向上については、スマート農業機械の導入や農業 DX の促進とそれに応じた基盤整備の推進、農地の大区画化・汎用化を図るほか、地域計画の実現に向けた話し合いのもと、土地利用調整活動による農地の担い手への集積を図る。

農用地の効率的な利用促進については、作付地の集団化、不作付け地の解消、大麦・大豆の本格的生産など農用地の利用度の向上を促進するとともに、中山間地域においては、地域の状況に応じて新たな特産物を導入した複合経営に積極的に取り組むなど、荒廃農地の発生防止及び活用に努めるものとする。

また、近年、中山間地域を中心に拡大している野生鳥獣による農作物被害は、担い手の営農意欲の減退や耕作放棄の要因にもなっていることから、総合的な鳥獣被害防止対策の推進を図る。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県では、豊富な水と高い水田率などの生産環境の特性を活かし、米の生産を基本としながら、地域や産地の実情に応じて、大豆、園芸作物や畜産物を適切に組み合わせた水田の高度利用を促進し、生産性の高い水田農業の振興を図る必要がある。また、認定農業者や集落営農組織など効率的かつ安定的な経営を行う担い手の育成を強力に進め、これらの担い手が地域農業の相当部分を担うような農業構造の確立を図る必要がある。

このため、担い手を中心とした生産から流通までの一貫した高度な生産体制の構築を図るため、必要な育苗施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設の整備を促進する。

また、農業の持続的な発展に資する生産方式の定着、土壌・土層改良等による土壌機能の増進、家畜排せつ物等の有機性資源（バイオマス）の循環利用の促進等を図るため、有機物処理利用施設等の整備を促進する。

さらに、生産から流通にわたるデータの管理・分析による高品質な農産物の効率的な生産のため経営高度化支援施設、地域農業管理施設等の整備を促進する。

1 穀類（水稻、大麦、大豆）の構想

水稻については、土づくりや田植え時期の繰り下げなどによる「高品質・良食味な米づくり」、生産履歴管理などによる「安全・安心な米づくり」など、総合的な対策に取り組み、「元気な富山米ブランド」の確立を図る。

また、集落営農の組織化や認定農業者の育成、直播栽培の拡大などにより、低コスト稲作を推進する。このため必要となる、育苗施設や乾燥調製施設等の基幹施設の計画的な整備を進める。

大麦・大豆については、実需者ニーズに対応し、高品質で売れる大麦・大豆の生産を推進し、水稻と大麦・大豆を適切に組み合わせた収益性の高い安定した水田農業を確立するため、乾燥調製施設等の計画的な整備を進める。

2 園芸の構想

県民に新鮮で、安全・安心な園芸作物の安定供給を図るため、主穀作農家や集落営農組織への園芸作物の導入による経営の複合化を進めるとともに、新規就農者等の新規園芸生産者の確保と定着により新産地の育成や既存産地における国際競争・産地間競争に耐えうる生産

基盤を強化する必要がある。

このため、意欲のある園芸産地や経営体を対象に、高品質で収益性の高い園芸品目の生産を拡大するため、栽培の省力化、大規模化や集出荷体制の強化をするための機械・施設等の導入を推進する。

また、「食のとやまブランド」施策と一体となって、富山らしさを活かした県産園芸作物のブランド化を進め、販路の開拓・拡大による生産者の所得向上を図る。

3 畜産の構想

畜産については、高品質な畜産物を効率的に生産する体制の整備が進む一方、市場原理の一層の導入や消費者の安全志向の高まり等に加え、ニーズの多様化に対応するための差別化、低コスト化等が求められている。また、地域と調和した畜産を維持拡大するために、環境対策が重要となっている。

このため、労働時間の短縮や効率的な飼養管理を推進する省力機械施設並びにHACCP方式に対応した衛生的な生産施設の整備を進めるとともに、飼料用米等の利用による自給率の向上や良質堆きゅう肥の生産施設の整備、需給調整などによる耕畜連携を推進し、生産基盤を強化する。

(1) 乳用牛

乳業者の合理化を推進し生産性の向上と牛乳・乳製品の製造コスト低減を図る。また、牛乳・乳製品の安全性を確保するためHACCP方式及びそれに準じた衛生管理基準の導入を推進する。

(2) 肉用牛・豚

消費者に安全で新鮮な食肉を安定的に供給するため、食肉総合センターをHACCP方式に則した高度衛生処理施設に再整備する。

(3) 鶏卵

鶏卵の安全性の確保のためGPセンター（集卵処理施設）などに、HACCP方式を導入した衛生施設の整備等を図る。

4 その他の構想

農業の持続的な発展に資する生産方式の定着、土壌、土層改良等による土壌機能の増進、有機性資源の循環利用の促進等を図るため、必要な共同利用施設（有機物処理利用施設、農業廃棄物処理施設等）の整備に努める。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県の農業経営体数は、平成22年の23千経営体に対して、令和2年には12千経営体に減少した。令和2年の基幹的農業従事者の平均年齢は71.3歳と全国平均の67.8歳を上回っている。今後も一層経営体数の減少が見込まれていることから、地域農業の持続的発展を図るためには、認定農業者や集落営農組織等、効率的かつ安定的な経営を行う担い手の経営継続・継承を推進する必要がある。また、新規就農者の確保や女性の経営参画など多様な人材を確保していくため、希望者の相談対応や情報提供、とやま農業みらいカレッジを核とする研修体制の強化を推進する必要がある。

また、農業者のニーズに即応した情報の迅速かつ適切な提供と効率的活用が求められており、CATV網や光ファイバー網等を活用した総合的な農村情報システムなど情報関連施設の整備を図る必要がある。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農業研修教育関連施設

就農希望者に対する相談等を実施する「富山県農業経営・就農支援センター」を設置するとともに、就農希望者が本県の気候・地質などの営農条件に即した農業の基礎的知識や実践的技術を体系的に習得できる「とやま農業未来カレッジ」における農業研修体制の充実や先進農家等での実践的な研修支援を行うこと等により、栽培技術や農業経営に関する知識の習得の機会の充実強化を図る。

(2) 女性・高齢者を支援する施設

ア 農産物の加工・直売施設等の整備を促進し、女性による起業活動を支援する。

イ 高齢者の知識・経験を生かした農業活動を支援するため、農産物の加工・直売施設等の高齢者による農業活動を支援するための施設整備を進める。

(3) 情報関連施設

生産から流通にわたるデータの管理・分析による高品質な農産物の効率的な生産のため、

経営高度化支援施設、地域農業管理施設、農業気象高度利用施設等の整備を進める。

(4) 居住のための住宅施設

農業を担うべき者の育成のための施設の整備及び活用と一体となって整備される農業者の住宅及びその用地の確保について、具体的な用地選定に当たっては、既存の住宅地等と隣接することを基本とし、農用地区域外の土地を極力利用すべきであるが、やむを得ず農用地区域の変更が必要となる場合には、市町村は、都市計画等との整合性に配慮しつつ、農業的土地利用と非農業的土地利用の調和を図ることを目的とした計画の策定等により、計画的かつ適切な誘導に努めるものとする。

また、新規就農者に対する支援としては、特に、農地情報の提供にあわせ、空き家情報等を提供し、既存住宅・宅地の活用も図るものとする。

(5) 福祉施設及び医療施設

農業を担うべき者及びその家族の農村における生活上の需要を踏まえ、必要があると認められる場合には、農業振興地域における福祉施設や医療施設の立地についても整備計画に位置付けることができるものとする。具体的な用地選定については、既存の住宅等と隣接することを基本とし、農用地区域外の土地を極力利用すべきであるが、やむを得ず農用地区域の変更が必要となる場合には、市町村は、福祉、医療、都市計画等の関係制度との整合性に配慮しつつ、農業的土地利用と非農業的土地利用の調和を図ることを目的とした計画を策定するなど、計画的かつ適切な誘導に努めるものとする。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 農業教育の推進

学校教育に対する農業体験学習の支援等による、食と農業の大切さについての理解を促す教育や農業関係学科の高校生に対する実践的研修を支援する。

(2) 新規就農や経営力向上のため必要な各種情報提供体制

ア 富山県農業経営・就農支援センターや地域段階の関係機関・団体による推進体制の活動強化を図り、伴走支援や就農希望者及び既存経営体への経営力強化支援の充実を図る。

イ 県、市町村、農協等の各種関係団体から構成される地域の技術者協議会等から、営農関

係の各種情報について必要に応じ生産者に提供されるように努める。

(3) 就農準備等に必要な資金手当等

経営の早期安定化や経営基盤の充実を図るため、就農時に必要な機械施設整備に対する支援を行う。また、経営規模拡大時に必要な資金を、低利融資等による支援対策を進める。

第8 第5に掲げる事項に相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進目標

本県は、豊富な水と電源開発によってもたらされた安価な電力を利用し、大正時代より工業が発展するなど就業機会に恵まれていた。日本の高度経済成長期には、ほ場整備などの農業生産基盤の整備が推進され、水田稲作を中心とした農業の生産性が向上したことから、農村地域の経済は、農工が一体となった形で発展し、兼業農家が大幅に増加した。本県は兼業農家率が高く、さらには、農業従事者の高齢化が進んでいることから、地域農業を担う経営体の育成やその経営を支える新規就農者、後継者の確保が必要となっている。

こうしたことから、将来にわたって持続できる農業構造を確立するため、認定農業者や集落営農組織等、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手を明確にし、これら担い手が継続できるよう、経営の法人化や複合化など経営体質の強化やその経営を支える人材の確保を図るものとする。

また、企業の計画的な誘致を促進するとともに、特に、就業条件の不利な中山間地域においては、活力ある農林業の振興対策、定住の促進対策を総合的・計画的・広域的に展開し、農村地域における安定的な就業機会の確保と就業のための定住条件の整備を図るものとする。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

【平場地域】

ア 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区については、企業の計画的立地を促進し、就業機会の確保に努める。

イ 女性や高齢者の起業・農業活動を支援するため、農産物の加工・直売施設等を備えた施設の整備を進め、新たな就業機会の創出に努める。

【中山間地域】

ア 高付加価値型農業等の推進を図るため、地域の特性に応じた新規作物の導入、地域特産物の栽培・加工・販売の普及、振興等に必要な施設の整備を進め、就業機会の確保に努める。

イ 農業と林業の提携、森林組合の経営の多角化、地域資源を活かした起業等就業機会の確保を図るとともに、生活環境基盤の整備・保全を図り、農山村における定住環境の整備を

図る。

ウ グリーン・ツーリズム等による都市との共生・対流を促進するため、地域資源を活用した滞在型観光商品の開発や受入体制の整備を進め、新たな就業機会の確保に努める。

エ ヘき地医療拠点病院の施設充実や遠隔医療システムの導入、老人福祉施設等の充実や在宅ヘルパー不足の解消など、関係行政と連携した住民の健康管理や医療の確保を図るなど、就業を促進するための環境整備を行う。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

近年、混住化や少子・高齢化、地域経済の停滞により、農村における活力が低下するとともに、農業者を中心として行われてきた農地・用水路等の維持管理や伝統文化の継承などの集落機能の低下がみられる。また、地域住民の生活スタイルが快適性や利便性等を求めたものへと変化してきているが、情報通信などの生活環境施設の整備は都市部に比べ遅れている状況にある。

その一方で、農村の持つ豊かな自然環境や伝統文化など都市にない良さを見直す動きが広がりつつある。

このため、農村に住む人々の利便性や快適性を向上させるため、生活環境の整備を促進するとともに、農村が持つ豊かな自然や美しい景観、歴史・文化などの地域資源を活かした農村環境の整備を推進し、豊かさが実感できる、安全で快適な農村空間の形成を図る必要がある。

また、中山間地域においては、過疎化や高齢化の進行により、農地の耕作放棄や森林放棄の増加が、県土や自然環境の保全など農業生産活動が行われることにより生ずる多面的機能の発揮に支障をきたしていることから、生活環境の整備による定住の促進等を推進するとともに、中山間地域の特性に応じた生産基盤の整備など総合的・計画的・広域的に図る必要がある。

2 生活環境施設の整備構想

豊かな自然や稲作にまつわる伝統文化など、農林業を中心とした生活が営まれる過程で育まれた地域文化・地域資源を活かした個性豊かな地域の保全・創出を図るため、住民主体による農村づくりを進める。

また、景観が優れ、豊かで住みよい農村とするため、交通、情報通信、衛生、教育、文化等の生活環境の整備その他の福祉の向上を総合的に推進する。

(1) 生活環境施設の整備

農村の生活の利便性や農村における農業用排水等の水質の向上、生活環境の改善など快適な地域づくりを図るとともに、散居村に代表される美しい農村景観の保全・創出に必要な施設の整備を進める。

ア 農業集落周辺において農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備を進める。

イ レクリエーション活動や生活文化活動に資する交流施設等の整備を進める。

ウ 農業用水利施設の水辺環境の整備を進める。

エ 農村景観等の保全・創出に必要な施設の整備を進める。

(2) 安全な地域づくりへの配慮

都市化、住宅化の進展にともなう地域の排水問題に対応するため、関係機関、地域住民が一体となった取り組みを進める。

(3) 高齢化に対応した福祉の充実

施設のバリアフリー化や交通手段の確保に配慮し、高齢者が生きがいを持って活動できる場づくりなど、高齢者にやさしい地域づくりを進める。

(4) 情報化の推進

インターネットやCATVなどの農山村地域における情報ネットワークを整備し、農林水産、福祉、地域情報など様々な分野での活用を促進し、活力ある地域の構築を図る。